

第 80 話<内務省に陳情>の要約と参考資料

第 80 話<内務省に陳情>の要約

外録鉾山の経営が中島飛行機の関連会社に移ったころ、和合会が直接内務省に「亜ヒ酸精製絶対反対」、岩戸村長が宮崎県に「絶対不許可」を陳情するできごとがありました。和合会
は中島に対し、生産はスズだけにして亜ヒ酸製造はやめよ、と主張したのです。

第 80 話<内務省に陳情>の参考資料

80-1 内務省に直接陳情

1934（昭和 9）年 7 月 13 日 延岡新聞

直接内務省に亜硫酸精製 絶対反対陳情の岩戸村民

鉾毒反対時代……宮崎県西臼杵郡岩戸村の亜硫酸の鉾毒問題については県当局に訴へただけでは地元民の苦情がナカナカ容れられぬので遂に村民連名で直接内務省に警告方を陳情したので本省では 12 日右陳情書を県に廻付し善処方を注意して来た。

△同村内にある亜硫酸山では今回精錬事業を復活せしむべく準備中のところ村民達は昔鉾毒に悩まされた事実を鑑み絶対反対を叫んでゐるが甲斐村長は 12 日出県して絶対不許可主義をされたしとの陳情をなすところあった。（宮崎）

80-2 昭和 8 年から昭和 10 年にかけての和合会議事録

昭和八年十一月二十六日 定期総会 公会堂 35 名

一、煙害ニ関スル件

右ノ件ニ付テハ石黒主任帰山サレ次第和合会役員全部面談スル事

被害調査ヲ各組ニテナシ会長マデ出書ノ事

（土呂久鉾山の経営が中島飛行機の子会社に移った＝昭和 8 年 8 月 1 日＝あと、和合会が煙害による被害調査をおこなったと思われる。）

昭和九年三月九日 定期総会 公会堂 40 名

一、煙害ニ関スル件

煙害ニ関シテハ和合会ヨリ交 照 委員ヲ設ケ三月十二日砵山主任ニ対シ交 照 スル事ヲ決ス（但シ各組ヨリ二名宛ツ）

（鉾山との交渉の目的は、煙害被害の調査にもとづいて鉾山から和合会に支払う煙害料を決めることだったのだろうか？）

昭和九年五月二十五日 定期総会 公会堂 33 名

一、煙害ノ件

本月中ニ各組ヨリ二名宛ツ委員ヲ選定シ右件ニ付砒山事務所ニ交^マ照^マスル事ニ決定ス

(交渉とは、鉾山と和合会で新たに結ぶ契約内容に関する交渉だろう。その委員として、惣見、畑中、南の3つの組から2人ずつ選ぶことが決まった。)

*昭和9(1934)年7月13日の延岡新聞記事(「直接内務省に亜砒酸精製 絶対反対陳情の岩戸村民」)は、この時期のできごとになる。

昭和十年二月二十七日 定期總會 公会堂 40名

一、亜砒酸煙害ニ関スル件

亜砒製葉モ遠カラズ土呂久ニテハ止ム 摸^マ様^マニ付右儀ハ今シバラク見合ス事

(遠からず亜砒酸製造の中止が予想されるので、新たに結ぶ契約の交渉はしばらく見合わせることになったのだろう。)

80-3 土呂久鉾山の鉾業権者の推移

土呂久訴訟第1陣一審判決書(1984年3月)より

1. 採登第65号鉾区

大正3年7月28日	山田英教
大正6年7月25日	大谷治忠
大正14年3月2日	渡辺録太郎
昭和6年4月16日	中島門吉
昭和7年4月4日	関口暁三郎 中島門吉
昭和9年3月19日	中島門吉
昭和11年9月14日	中島門吉 中島知久平
昭和12年1月28日	岩戸鉾山株式会社

2. 採登第80号鉾区

大正8年	竹内令さく(貝へんに乍)
昭和8年	竹内勲
昭和9年	中島門吉
昭和12年1月28日	岩戸鉾山株式会社

3. 採登第65号鉾区、採登第80号鉾区

昭和18年4月1日	中島鉾山株式会社
昭和19年4月20日	帝国鉾業開発株式会社

昭和 25 年 6 月 30 日	中島産業株式会社
昭和 26 年 8 月 29 日	中島鉱山株式会社
昭和 42 年 4 月 29 日	住友金属鉱山株式会社

80-4 鉱業権が許可されない場合

我妻栄、豊島陞著「鉱業法」(法律学全集 51) P134~135 より

第 3 章 鉱業権の成立

第 4 款 出願地の鉱業的価値及び公共の福祉との関係から許可されない場合

第 3 出願地における鉱物の掘採が公共の福祉に反する場合

一 通産局長は、鉱業出願地における鉱物の掘採により左記鉱害を招来し、その結果公共の福祉に反すると認めるときは、その部分については、出願を許可することはできない(35条後段)

- (1) 保健衛生上害がある場合：飲料水を汚染し又は枯渇せしめるときがその顕著な例である。
- (2) 公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊する場合(以下略)
- (3) 文化財の保護に支障を生ずる場合(以下略)
- (4) 公園の保護に支障を生ずる場合(以下略)
- (5) 温泉資源の保護に支障を生ずる場合(以下略)
- (6) 農業、林業若しくはその他の産業の利益を損する場合：農業は最も困難な問題を含むが、その他の産業としては、水産業、狩猟業、陶土採取業などが判例の問題となっている。

* 人の健康被害は、不許可の理由として考慮されている形跡がない。

現行鉱業権の設定等に係る許可基準 (インターネットより)

鉱業法は、鉱業に関する基本的制度を定める法律である。鉱物の掘採、取得(開発)を行うためには、鉱業法に基づく鉱業権による必要があるとされており、鉱業権の取得のためには、経済産業局長に出願してその許可を受ける必要がある。

現行の鉱業法においては、鉱業権の設定の許可を受ける際の基準として、既存鉱区と重複する場合の不許可等の形式的不許可事由(現行法第29条~34条)と、経済的価値がないと認められる場合であって、他の公益を害し公共の福祉に反する場合に不許可とする旨(現行法第35条)が定められている。しかし、これらの不許可事由に該当しない場合には、出願者の能力等にかかわらず、鉱業権の設定が許可される制度(出願者の能力等を一切問わない制度)となっている。

80-5 現行鉱業権設定の際の県の役割

鉱業出願は、誰でも許可されるのですか？（インターネットより）

A：鉱業権者となるには、日本国民又は日本国法人であること、並びに技術的能力、経理的基礎及び社会的信用を有していることが必要です。

※また、出願の審査にあたっては、保健衛生、公共施設、他産業への影響等公共の福祉の増進に寄与するかどうかについて、府県知事と調整協議を行うほか、出願人に対して種々の資料提出を求め、また必要に応じて現地調査を実施した上で許可・不許可の判断を行います。

80-6 内務省の権限

内務省（日本）Wikipedia より

満洲事変や支那事変（日中戦争）など戦時体制になると、防空事務・国土計画を所管に加えたほか、国民精神総動員運動などの国民運動の中心ともなった。1938年（昭和13年）1月11日には外局であった衛生・社会両局が厚生省として分離されたが、当時の人事は内務省と一体のものとして運用されていた。

1910年代から1930年代にかけては政党员が内務大臣に就任したり、内務官僚出身者が代議士に転身して政党幹部に就任したりすることで省内に大きな影響力を与える一方、自党が選挙に有利になるように反対する省幹部や知事らを変更して自党を支持する官僚を後任にあてる人事を頻繁に行うようになり、政権党が変わるたびに大規模な人事異動が行われて「党弊」とも呼ばれた。

1930年代に軍部が台頭すると、それと結んだ革新官僚が政党の影響力を排除した法改正を行うなど、独自の政治力を持つようになる。一方、軍部が地方行政や警察への介入を図ったために、双方の間で権限争いも生じた（ゴースト事件など）。戦前の北海道庁、樺太庁、警視庁、各都道府県の特別高等警察（特高警察）は内務省の下部組織であった。

国民精神総動員運動が叫ばれた時代には、民間人主導の精神運動の地方組織が内務省の統括下にある市町村役場とその指導下にあった町内会や部落会に依存しなければ事実上運動ができない限界を逆手にとって、次第に内務官僚の意向が重視されるようになり、1938年（昭和13年）7月29日には内政会議（首相・蔵相・内相・文相で構成）に精神運動にたいする企画と指導の権限を与えることが決定した。これによって正式に精神運動は内務省主導で推進されることになった。内務省は精神運動の地方組織として、道府県庁内に精神運動の主務課（総動員課・総動員事務局・地方課・事変課・時局課など）を新設し、町村分会の設置と分会による隣保組織（部落会、五人組、十人組、隣保組）の指導などの実践網の整備に乗り出した。これらの実践網の整備は、表面的には精神運動中央連盟が実施する形をとっていたが、実際には内務官僚と警察官の主導に

よって推進されており、のちの大政翼賛運動における内務省の指導力の強さの源泉となるものだった。

1938年（昭和13年）7月30日、産業報国運動の中央指導機関として産業報国連盟が発足するが、指導力不足によって機能せず、政府は1939年（昭和14年）4月28日に内務・厚生両次官通牒「産業報国連合会設置に関する件」を全国の知事あてに発し、道府県知事（東京は警視総監）を会長とする道府県連合会と、その下に警察署管区を単位とする支部連合会を結成することを指示した。これによって中央機関である産報連盟と企業単位産報をつなぐ組織が完成したが、これによって内務省は産報運動の指導権を掌握することになった。